

戸田市笹目三丁目町会会則

(名称および事務所)

第1条 この会の名称は、戸田市笹目三丁目町会(以下町会)と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は自主的な団体として町会内に居住する者の協力により、町会内の親睦、融和を図り、生活環境の向上と相互協力の増進を目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)住民の福祉と生活向上に関すること。
- (2)教育・文化・厚生・環境に関すること。
- (3)保健・衛生・体育に関すること。
- (4)その他この町会の目的達成に必要と思われること。

(会員)

第4条 この町会を構成する会員は笹目三丁目町内に在住する世帯及び事業所等を置く法人である賛助会員をもって構成する。

(組織及び構成)

第5条 この町会の組織及び構成は次のとおりとする。

- | | |
|---------|------|
| (1)町会長 | 1名 |
| (2)副町会長 | 4名以内 |
| (3)会計部 | 3名 |
| (4)会計監査 | 2名 |
| (5)総務部 | 数名 |
| (6)文化部 | 数名 |
| (7)女性部 | 数名 |
| (8)シニア部 | 数名 |
| (9)子供部 | 数名 |
| (10)組 | |
| (11)班 | |

(班・組)

第6条 世帯数をもって班を構成し、数班をもって組を構成する。

(女性部)

第7条 女性部は町会の女性より選出する役員をもって構成する。

(三役選考委員会)

第8条 第16条に定める町会三役(町会長・副会長・会計部長以下三役という)の改選時において新しい三役を総会に推薦するために、当該年度においてのみ編成される。

任期は該当年度の1月15日より翌年3月31日までとする。

構成員は、町会長・副会長・会計部長・会計監査・総務部長・文化部長・女性部長・シニア部長・子供部長とする。

(顧問)

第9条 この町会に顧問を置くことが出来る。

- (1)顧問は理事会の承認をえて会長が委嘱する。(任期は2年とする)
- (2)顧問は町会の運営について会長の諮問に答える。

(理事)

第10条 第5条における町会長・副会長・会計部長及び部員・会計監査・各部の部長及び部員とする。

(役員)

第11条 第10条の町会理事に組長・班長を加えて町会役員とする。

(役員を選出)

第12条 町会役員を選出は以下の通りとする。

- (1)町会長・副会長・会計部長は三役選考委員会において人選し、理事会の承認を得た後総会の承認を得て決定される。
- (2)会計監査は町会長が指名し理事会の承認を得て決定される。
- (3)各部長は町会長の指名により決定される。
- (4)女性部は互選により部長を選出する。
- (5)各部の部長は副部長を選出することが出来る。
- (6)各組より組長・班長を選出する。
- (7)三役選考委員会の会長は総務部長がこの任にあたる。

(役員の仕事)

第13条 町会役員の主たる仕事は以下の通りとする。

- (1)町会長は町会を代表し、会務を総理する。
- (2)副会長は町会長を補佐し、町会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3)会計部は決算書の作成・町会費の取りまとめその他会計全般を行う
- (4)会計監査は会計事務を監査し、総会に報告するものとする。
- (5)各理事は諸行事の円滑なる運営を図るものとする。
- (6)組長・班長は町会費の集金、広報等の配布、その他組内の連絡を行う。

(各部の仕事)

第14条 町会の運営を円滑にするため各部は次の事業を行う。

- (1)総務部 予算編成、事業計画、事業報告の作成に関すること。
その他町会の総務に関すること。
- (2)文化部 町会の文化活動、運動会その他住民文化の向上に関すること。
- (3)女性部 女性相互の親睦及び、各種町会行事に参加し、支援する。
- (4)シニア部 高齢者の親睦・元気にいきいきと生活できるように各種イベントの開催
各種行事への参加の推進を図る。
- (5)子供部 子供達の健全な育成、相互の親睦及び、各種行事への参加の推進を図る。

(監査及び予算編成)

第15条 年度末に於いて会計監査は、決算書を監査しなければならない。又、総務部長は他の部長の意見を参考にして予算書を作成し総会に提案することとする。

(理事の任期)

第16条 任期は2年とする。但し、再任を妨げない。改選は西暦奇数年とする。

理事の任期内に変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(組長・班長の任期)

第17条 組長・班長の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

組長・班長の任期内に変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第18条 会議は総会、理事会、役員会とし、いずれも町会長がこれを招集する。

(1)総会は年度初めに開催し、前年度の事業及び決算を報告しその承認を求め新年度の事業計画及び予算を審議し決定する。

又、必要あるときは町会会則の改廃を議決する。

町会会員の2分の1以上の要求があった時は町会長は臨時に総会を開催しなければならない。

(2)理事会及び役員会は必要の都度開催する

理事会は町会の執行部門とし、役員会は必要の都度開催する。

(3)会議の議決はすべて出席者の過半数の賛成によるものとする。

(4)総会、理事会、役員会の議長は町会長がこれにあたる。

(5)町会長が必要と認める場合は臨時に総会を招集できる。

(会 計)

第19条 この町会の収入は、会費・賛助会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもってこれにあたる。

(会 費)

第20条 この町会の会費は1世帯当たり月額200円、賛助会費は月額1,000円と定め原則半期ごとに集金し、会計に納入するものとする。

(会計年度)

第21条 この町会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(諸 帳 簿)

第22条 この町会に次の帳簿を備える。

- 1 会 則
- 2 会員名簿
- 3 役員名簿
- 4 会 計 簿
- 5 証憑票綴り
- 6 その他必要な簿冊

(褒 賞)

第23条 町会に特に功労があった者に感謝状及び記念品等を贈呈することが出来る。

(付 則)

- 1 この会則施行に必要な細則は理事会において決定することができる。
- 2 この会則は昭和47年4月1日より施行する。
- 3 上記会則に記載していない件に関しては、理事会にて協議し決定することができる。

昭和52年4月1日一部改定

昭和54年4月1日一部改定

平成 7年4月1日一部改定

平成 11年4月1日一部改定

平成 15年4月1日一部改定

平成 16年4月1日一部改定

平成 19年4月1日一部改定

平成 27年4月1日一部改定

平成 29年4月1日一部改定

改定事項 第5条のうち副会長2名を4名以内に変更。第16条役員改選期の挿入

平成 30年4月1日一部改定

改正事項 自主防災会構成員変更・特別会計を一般会計への繰り入れ

平成 31年4月1日一部改定

改定事項 環境部を廃部し、シニア部・子供部の創設、

14条各部の任務にシニア部、子供部を追加、

23条表彰を褒賞とし「感謝状及び記念品等を贈呈出来る」に改定

自主防災会構成員変更